

# 神奈川県 の 給 与 ・ 定 員 管 理 等 に つ い て

## 1 総 括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 総 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 9,100,606	千円 1,890,247,490	千円 7,019,018	千円 699,760,371	% 37.0	% 39.8

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

#### ア 決算

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	人 72,398	千円 301,785,233	千円 86,362,712	千円 119,454,229	千円 507,602,174	千円 7,011	千円 6,875

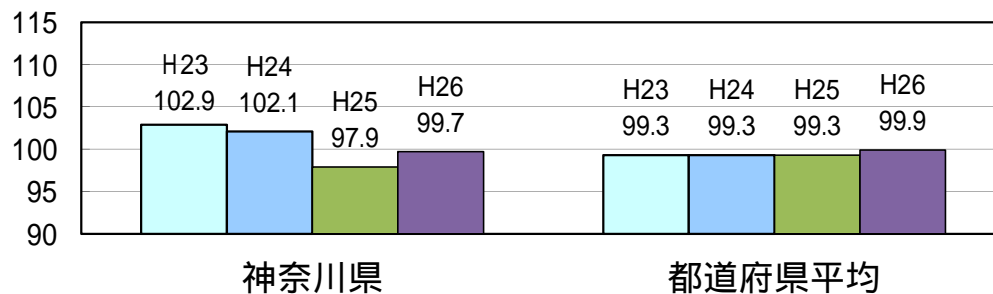
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。  
 4 減額措置後の額で記載している。

#### イ 特記事項

平成26年度の給与減額措置

知事、副知事、教育長、常勤監査委員及び特別職の秘書	給料・地域手当	25%～10%減額
行政職給料表(1)7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
行政職給料表(1)6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

### (3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	405,903円	404,205円	+1,698 (0.42%)	0.42%	0.42%	0.27%

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	4.10月	3.95月	0.15月	0.15月	4.10月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

[ 実施 ]

【実施内容】

地域間、世代間の給与配分の適正化などを図る国の給与制度の総合的見直しを踏まえた給料表水準の引き下げ。(平成27年4月1日実施)

行政職給料表(1)の水準を平均2.37%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を踏まえて見直しを実施。

給料表引き下げに伴う激変緩和のため、平成31年3月31日まで経過措置を実施。

地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準10.8%に対し、神奈川県においても10%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度 の支給割合
国基準による支給割合	10.8%	14.1%	11.6%
神奈川県の支給割合	10.0%		10.0%

今後、県人事委員会から示される給与勧告を踏まえて定める。

その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	43.2 歳	328,887 円	436,477 円	396,853 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
都道府県平均	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円

#### 技能職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	54.6 歳	359 人	349,825 円	421,984 円	408,698 円
うち学校技能職	57.3 歳	97 人	369,018 円	444,394 円	421,859 円
うち庁舎技能職	53.5 歳	59 人	332,591 円	420,465 円	380,990 円
うち電話交換職	50.8 歳	29 人	365,733 円	427,480 円	409,464 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円
都道府県平均	51.2 歳	282 人	331,881 円	387,064 円	364,062 円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		C / D
	公務員(C)	民間(D)	
神奈川県	-	-	-
うち学校技能職	6,936,104 円	2,747,000 円	2.52
うち庁舎技能職	6,490,694 円	2,747,000 円	2.36
うち電話交換職	6,718,869 円	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

年収ベース(試算値)の「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては試算した期末・勤勉手当の額、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

減額措置後の額で記載している。

#### 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	45.5 歳	369,876 円	447,630 円
都道府県平均	44.8 歳	383,450 円	443,343 円

#### 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	40.8 歳	335,427 円	401,262 円
都道府県平均	43.5 歳	368,928 円	422,542 円

警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
神奈川県	38.3 歳	311,432 円	460,910 円	396,625 円
国	41.3 歳	316,666 円	-	367,707 円
都道府県平均	38.8 歳	321,974 円	463,360 円	366,254 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの。)で算出している。
- 3 減額措置後の額で記載している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		神 奈 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,680 円	総合職(旧種) 199,320 円
	高 校 卒	158,950 円	一般職(旧種) 189,420 円
技能職	高 校 卒	156,090 円	-
高等学校教育職	大 学 卒	219,670 円	-
小・中学校教育職	大 学 卒	219,670 円	-
	短 大 卒	194,920 円	-
警 察 職	大 学 卒	228,030 円	211,530 円
	高 校 卒	190,960 円	177,650 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当(給料の10%)を加算している。
- 2 国の職員の初任給は、地域手当が10%支給される地域に勤務した場合の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,918 円	362,386 円	381,531 円	409,765 円
	高 校 卒	216,307 円	326,736 円	361,059 円	381,593 円
技能職	高 校 卒	-	326,176 円	354,144 円	350,400 円
高等学校教育職	大 学 卒	298,966 円	378,936 円	406,753 円	425,519 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	304,792 円	379,851 円	404,493 円	422,838 円
	短 大 卒	277,867 円	360,783 円	393,164 円	413,849 円
警 察 職	大 学 卒	275,885 円	-	-	-
	高 校 卒	240,713 円	344,208 円	378,912 円	-

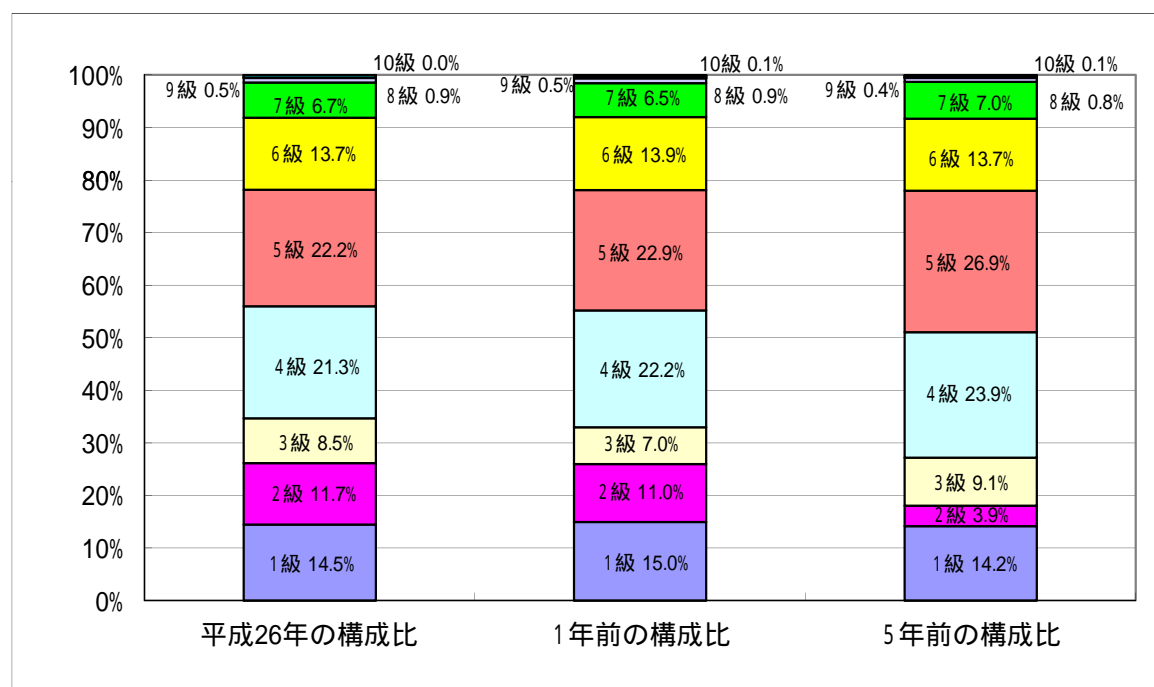
減額措置後の額で記載している。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
10級	理事	6	0.0	532,000	572,900
9級	局長、特定の大規模出先機関の長	44	0.5	466,700	540,300
8級	本庁の部長、大規模出先機関の長、副所長	85	0.9	413,000	480,500
7級	本庁の課長、出先機関の長、副所長、部長、担当部長	609	6.7	366,200	461,400
6級	グループリーダー、出先機関の次長、課長、課長補佐	1,241	13.7	320,600	435,000
5級	副主幹、副技幹	2,016	22.2	289,200	412,900
4級	主査	1,933	21.3	261,900	397,600
3級	主任主事、主任技師	778	8.5	222,900	356,400
2級	高度の知識経験を必要とする主事、技師	1,051	11.7	185,800	309,200
1級	主事、技師	1,315	14.5	135,600	243,700

(注) 1 神奈川県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日より級の切り替えを実施。  
 (1級・2級 1級、3級 2級、4級 3級、5級 4級、6級 5級、7級 6級、8級 7級、9級 8級、10級 9級・10級)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価結果に基づいて昇給区分(A～Eの5つの区分)を決定。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県			国		
1人当たり平均支給額(25年度)			-		
1,564 千円					
(26年度支給割合)			(26年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5 ~ 20 %		職務段階別加算	5 ~ 20 %	
管理職加算	10 ~ 20 %		管理職加算	10 ~ 25 %	

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

実績評価に基づいて成績率の区分(「特に優秀」、「優秀」、「良好(標準)」、「良好でない」の4つの区分)を決定。

##### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (1%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,759 千円	24,882 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3)地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		31,188,552 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		430,318 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
鎌倉市・逗子市・厚木市	3,990 人	10 %	15 %
横浜市・川崎市・海老名市	42,678 人	10 %	12 %
相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・伊勢原市	15,623 人	10 %	10 %
平塚市・秦野市・座間市・葉山町	5,103 人	10 %	6 %
小田原市・三浦市・綾瀬市・大磯町・二宮町	3,602 人	10 %	3 %
その他の県内市町村	1,926 人	10 %	0 %
平均支給率		10 %	11 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		99.0 (99.7)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 減額措置後の額で記載している。

### (4)特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		3,831,124 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		146,204 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		36.2 %		
手当の種類(手当数)		19種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税の賦課、徴収に従事する職員	県税の賦課、徴収の業務	203,411千円	月額8,000円 ~25,000円
保健福祉業務等従事手当	社会福祉に関する機関等に勤務する職員	社会福祉に関する機関等の困難な業務	39,383千円	月額190円 ~570円
	保健予防課に勤務する職員	精神障害者の診察の立会い、入院保護その他精神障害者に接して行う業務		月額290円
感染症等接触手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	職員が感染症等の病原体を有し、もしくは有する疑いのある人に接する業務	33千円	月額290円、350円
家畜等取扱手当	食肉衛生検査所等に勤務する職員	と畜検査、預託牛の飼育管理、家畜の飼育等に関する業務	7,104千円	月額230円 ~940円
	畜産技術センターの職員	と殺又は解体等の業務		
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	6,262千円	月額400円 (常時従事) 250円 (常時従事以外)
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高圧ガス等の取締業務	742千円	月額280円、330円

麻薬取締業務手当	職員	麻薬取締法による麻薬取締員としての業務	13千円	日額370円
水中等作業手当	職員	橋脚の工事の指揮等、水面下4m以上の深所で行う業務	774千円	日額250円 ～450円
		潜水器具を着用して行う潜水作業		時間額310円 ～1,500円
教務手当	保健福祉大学等の職員で専門学科又は実技指導業務等を主として担当する職員	専門学科、実技指導業務等	61,265千円	月額 給料月額 の100分の7 日額 1,280円 (教務課長等)
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務		日額400円
危険現場手当	職員	トンネルの築造工事の指揮業務で落盤、出水のおそれのある坑内で行う業務等	3,793千円	日額270円 ～450円
		圧搾空気内における業務、-20 以下の冷凍室等における業務		時間額200円 ～1,000円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務が深夜・夜間・年末年始に行われる業務	608,799千円	1回380円 ～4,800円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受けて従事した業務	1,659千円	1回620円、 1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な用地の取得等のための特に困難な交渉等の業務	1,998千円	1日600円 ～900円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	55,369千円	日額540円 ～1,820円
	職員	東日本大震災に対処するために帰宅困難区域等において行う業務		日額660円 ～6,600円
警察業務手当	警察職員	取締、警戒、警ら等の業務	1,009,897千円	日額190円 ～6,000円
航空手当	職員	航空機の整備業務	18,169千円	日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等		時間額1,900円 ～5,100円 (危険業務等に加算あり)
特殊学校手当	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒の学校生活の指導又は介助の補助の業務	9,856千円	日額190円、 230円
教員特殊業務手当	小・中・高等学校又は特別支援学校等の副校長、教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護等の業務	1,798,242千円	日額300円 ～6,400円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船実習の指導業務に伴う生徒の安全確保の業務等	4,356千円	日額400円、900円 1回2,200円 1時間200円 ～1,500円

### (5)時間外勤務手当

支給実績 ( 25 年度 決算 )	10,646,854 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 25 年度 決算 )	155,170 円
支給実績 ( 24 年度 決算 )	10,600,854 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 ( 24 年度 決算 )	153,613 円

減額措置後の額で記載している。



(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月現在)	国の制 度との 異 同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 未までの子の加算 7,000円	異	13,000円 6,500円 6,500円 11,000円 5,000円	千円 7,607,077	円 269,468
管理職 手 当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の 特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者 に対して支給 139,300円～66,400円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整 額 139,300円 ～46,300円	千円 3,037,675	円 786,148
初任給 調 整 手 当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内 (臨床研修終了者は44年以内、インターン修了者は43年 以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、 科学技術に関する 専門的知識を有 する職員を対象 とするなど支給 範囲及び支給額 が異なる。	千円 97,671	円 2,034,813
住 居 手 当	職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を 超える家賃を支払っている場合に支給(平成26年度ま で、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場 合の経過措置あり) 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) 1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}$ 2 に11,000円を加算 した額を支給 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	異      同	借家・借間居住 者の支給限度額 27,000円	千円 7,143,817	円 169,393
通 勤 手 当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によ って住居と勤務公署を往復する場合に支給 交通機関利用者 6 箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した運賃等相当額(6 箇月定期券等低廉な価額) を一括支給 ただし ・1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え 45,600円未満の場合 $45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}$ に支給単 位期間の月数を乗じた額を支給 ・1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の 場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の 月数を乗じた額を支給 交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円ま でを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支 給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤 手当として支給 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6 箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算 出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額 が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期 間の月数を乗じた額を支給	異      異   同	交通機関利用 者 1 箇月当 たりの限度額 が 55,000円  交通用具利用 者 使用距離 に応じ 2,000円～ 24,500円	千円 9,442,304	円 156,161

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 17,157	円 306,375
へき地手当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給 (給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額 + 扶養手当) × 8 / 100 ~ 16 / 100 ( × 4 / 100...へき地に準ずる学校 )	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 ただし、教育職員等には支給しない。 時間外勤務手当等基礎額 × 休日勤務時間数 × 135 / 100	同		千円 5,377,511	円 1,480,185
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額 × 夜間勤務時間数 × 25 / 100	同		千円 2,274,467	円 307,776
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(医師等)の宿日直勤務 1回6,400円 ~ 11,700円	異	1回4,200円 1回5,100円 ~ 20,000円	千円 1,772,124	円 253,124
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 103,857	円 629,433
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在勤する職員に支給。ただし、休職者等は除く。 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 各給料表の級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 3,093,590	円 68,766
定時制通信教育手当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高校、通信教育を行う高校勤務の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の实習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	関係法令に基づいて県で支給		千円 204,486	円 470,084
産業教育手当	農業、水産、工業に関する課程を置く高校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る。)、特定の实習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 179,275	円 441,564
農林漁業普及指導手当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で支給要件に該当する職員に支給。ただし、管理職手当受給者には支給しない。 給料月額 × 8 / 100	関係法令に基づいて県で支給		千円 27,230	円 363,066
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧又は復興計画のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居宅を離れて県内に滞在を要する場合に支給	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日(基準日)に在職する任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	知 事	1,087,500 円	(	1,450,000 ) 円
	副 知 事	928,000 円	(	1,160,000 ) 円
報酬	議 長	1,116,000 円	(	1,200,000 ) 円
	副 議 長	1,004,400 円	(	1,080,000 ) 円
	議 員	902,100 円	(	970,000 ) 円
期末手当	知 事	(26年度支給割合)		
	副 知 事	2.60 月分		
退職手当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	3.95 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職月数 × 60/100	41,760,000円	任期ごと
	副 知 事	給料月額 × 在職月数 × 45/100	25,056,000円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 3 平成26年度の期末手当は、議長・副議長・議員5%を減額して支給している。

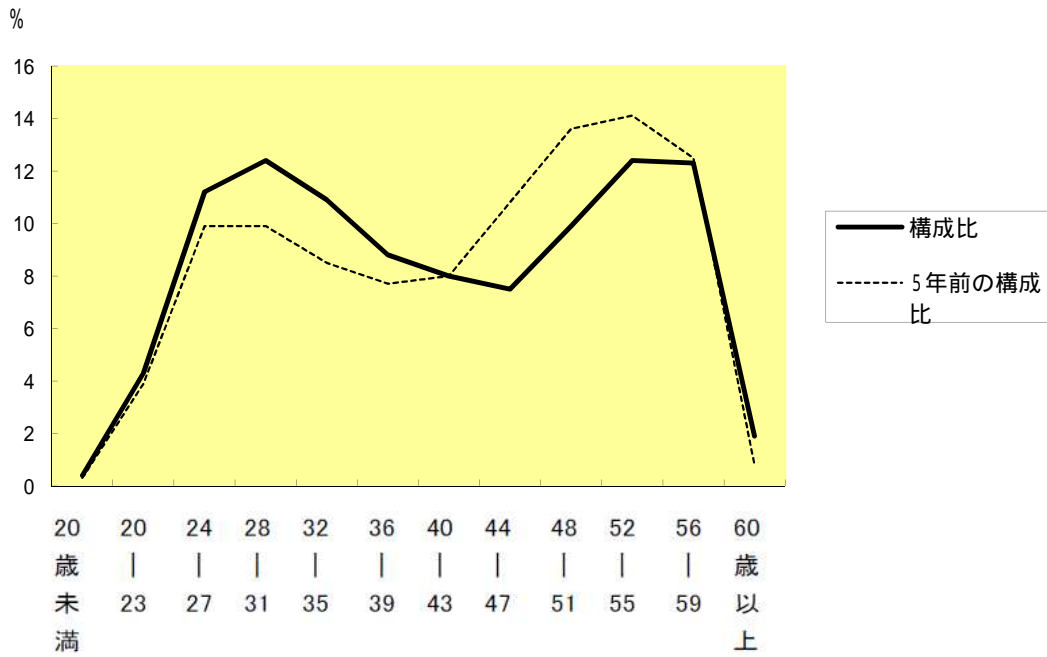
## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年 人	平成26年 人			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	72	73	+ 1	業務量増
		総務企画	1,445	1,444	1	業務見直し等
		税 務	794	757	37	県税事務所の再編等
		民 生	959	959	± 0	
		衛 生	1,238	1,240	+ 2	健康企画施策の推進
		労 働	310	305	5	業務見直し等
		農林水産	772	762	10	業務見直し等
		商 工	339	362	+ 23	ヘルスケア・ニューフロンティア推進業務 対応等
		土 木	1,154	1,171	+ 17	被災地への任期付職員派遣等
	計	7,083	7,073	10	(参考：人口10万人当たり職員数77.7人)	
	教 育 部 門	48,429	48,721	+ 292	生徒数及び学級数の増に伴う教職員の増員 等	
	警 察 部 門	16,887	16,962	+ 75	警察官の増員等	
	小 計	72,399	72,756	+ 357	(参考：人口10万人当たり職員数799.5人)	
公 営 企 業 部 門	水 道	650	648	2	箱根地区水道事業包括委託等	
	下 水 道	80	78	2	業務見直し等	
	そ の 他	270	272	+ 2	業務量増	
	小 計	1,000	998	2		
合 計		73,399 [ 79,419 ]	73,754 [ 79,613 ]	+ 355 [ 194 ]	(参考：人口10万人当たり職員数810.4人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 285	人 3,161	人 8,227	人 9,170	人 8,013	人 6,478	人 5,935	人 5,513	人 7,283	人 9,168	人 9,095	人 1,426	人 73,754

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	9年	15年	21年	22年	23年	24年	25年
一般行政	11,205	8,752	7,481	7,492	7,374	7,245	7,083
教育	49,538	48,260	48,238	48,444	48,584	48,688	48,429
警察	15,142	15,626	16,918	16,844	16,850	16,853	16,887
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	75,885	72,638	72,637	72,780	72,808	72,786	72,399
公営企業等会計計	3,430	3,563	3,194	1,021	994	995	1,000
総合計	79,315	76,201	75,831	73,801	73,802	73,781	73,399

年度	26年	過去5年間の増減数(率)	過去11年間の増減数(率)	過去16年間の増減数(率)
一般行政	7,073	408 (5.5%)	1,679 (19.2%)	4,132 (36.9%)
教育	48,721	483 (1.0%)	461 (1.0%)	817 (1.6%)
警察	16,962	44 (0.3%)	1,336 (8.5%)	1,820 (12.0%)
消防	-	-	-	-
普通会計計	72,756	119 (0.2%)	118 (0.2%)	3,129 (4.1%)
公営企業等会計計	998	2,196 (68.8%)	2,565 (72.0%)	2,432 (70.9%)
総合計	73,754	2,077 (2.7%)	2,447 (3.2%)	5,561 (7.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体については、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。  
 神奈川県では、平成9年度から職員数削減に取り組んでいます。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 56,059,562	千円 1,155,418	千円 6,265,262	% 11.2	% 11.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 676	千円 2,628,366	千円 894,638	千円 1,061,613	千円 4,584,617	千円 6,782	千円 6,862

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。  
3 減額措置後の額で記載している。

##### イ 特記事項

###### 平成26年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
企業行政職給料表7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
企業行政職給料表6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

#### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.4 歳	378,272 円	578,106 円
団体平均	45.0 歳	369,422 円	571,146 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
減額措置後の額で記載している。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,563 千円		1,564 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

**イ 退職手当（26年4月1日現在）**

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	15,083千円	23,619千円	1人当たり平均支給額	4,312千円	24,439千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

**ウ 地域手当**

**（26年4月1日現在）**

支給実績（25年度決算）		279,498千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		414,685円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	674人	10%

減額措置後の額で記載している。

**エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）**

支給実績（25年度決算）		20,461千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		55,752円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		54.5%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度決算）	左記職員に対する 支給単価
未納整理業務手当	各水道営業所に勤務する職員	未納上下水道料金の徴収のために特に困難な交渉又は給水停止の業務	42千円	日額500円
水道施設危険作業手当	企業局水道電気部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	13,173千円	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	1,940千円	日額400円（常時従事） 250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	636千円	日額500円（荒天時750円）
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	4,580千円	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	90千円	1回620円～1,240円

**オ 時間外勤務手当**

支給実績（25年度決算）	241,735千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	385千円
支給実績（24年度決算）	221,359千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	351千円

減額措置後の額で記載している。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月現在)	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶 養 当 手	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>配偶者 14,800円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 7,000円</p> <p>扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円</p> <p>配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円</p> <p>満16歳の年度初めから満22歳の年度未までの子の加算 7,000円</p>	同		千円 96,268	円 275,840
管理職 手 当	<p>管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給</p> <p>139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）</p>	同		千円 44,930	円 976,744
初任給 調 手 当	<p>特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給</p> <p>採用後等の期間に応じて支給</p>	同		千円 0	円 0
住 居 当 手	<p>職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり）</p> <p>職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者)</p> <p>1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 <math>\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}</math> に11,000円を加算した額を支給。</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	同		千円 62,878	円 129,113
通 勤 当 手	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 <math>45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}</math> に支給単</li> <li>位期間の月数を乗じた額を支給</li> <li>1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</li> </ul> <p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>片道2km未満...支給せず</li> <li>片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給</li> <li>片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給</li> </ul> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給</p> <p>ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 121,702	円 184,676

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 29,648	円 333,122
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0



## (2) 電気事業

### 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 6,966,441	千円 642,618	千円 1,385,101	% 19.9	% 22.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 148	千円 594,039	千円 217,649	千円 246,139	千円 1,057,827	千円 7,147

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,629

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。  
3 減額措置後の額で記載している。

#### イ 特記事項

平成26年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
企業行政職給料表7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
企業行政職給料表6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

#### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.7 歳	390,719 円	594,804 円
団体平均	44.8 歳	356,756 円	560,123 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
減額措置後の額で記載している。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,652 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,564 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

### イ 退職手当（26年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	15,083千円	25,584千円	1人当たり平均支給額	4,312千円	24,439千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当

#### （26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		63,049千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		426,008円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	148人	10%

減額措置後の額で記載している。

### エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		4,456千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		53,689円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		56.1%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	154千円	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	2,895千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1,377千円	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	30千円	1回620円～1,240円

### オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	59,502千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	444千円
支給実績（24年度決算）	57,359千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	431千円

減額措置後の額で記載している。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶 養 当 手	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>配偶者 14,800円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 7,000円</p> <p>扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円</p> <p>配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円</p> <p>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円</p>	同		千円 24,947	円 290,084
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給</p> <p>139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）</p>	同		千円 13,227	円 944,800
初任給調整手当	<p>特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給</p> <p>採用後等の期間に応じて支給</p>	同		千円 0	円 0
住 居 当 手	<p>職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり）</p> <p>職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者)</p> <p>1 箇月の家賃額が12,000円以下支給せず</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円以下</p> <p>1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合</p> <p><math>1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}</math> に11,000円を加算した額を支給。</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅</p> <p>職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	同		千円 14,691	円 124,499
通 勤 当 手	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合</li> </ul> <p><math>45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}</math> に支給単</p> <p>位期間の月数を乗じた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合</li> </ul> <p>1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道2km未満…支給せず</li> <li>・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給</li> <li>・ 片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給</li> </ul> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給</p> <p>ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 29,614	円 202,833

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 7,941	円 132,356
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 38	円 19,000
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

### (3) 公営企業資金等運用事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,037,827	千円 214,805	千円 239,285	% 23.1	% 43.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 24	千円 95,490	千円 34,014	千円 39,647	千円 169,151	千円 7,048

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,750

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。  
3 減額措置後の額で記載している。

##### イ 特記事項

平成26年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
企業行政職給料表7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
企業行政職給料表6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

#### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	42.2 歳	384,042 円	607,109 円
団体平均	42.4 歳	364,171 円	560,492 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
減額措置後の額で記載している。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,614 千円		1,564 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

### イ 退職手当（26年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	15,083千円	25,070千円	1人当たり平均支給額	4,312千円	24,439千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		9,862千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		428,776円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	23人	10%

減額措置後の額で記載している。

### エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）	18千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	18,309円
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）	4.3%
手当の種類（手当数）	2種類

支給人員が極めて少ないため、個人情報保護の観点から、詳細は割愛する。

### オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	10,483千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	524千円
支給実績（24年度決算）	11,736千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	510千円

減額措置後の額で記載している。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>配偶者 14,800円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 7,000円</p> <p>扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円</p> <p>配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円</p> <p>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円</p>	同		千円 2,849	円 259,010
管理職手 当	<p>管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給</p> <p>139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）</p>	同		千円 2,797	円 932,489
初任給整 手 当	<p>特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給</p> <p>採用後等の期間に応じて支給</p>	同		千円 0	円 0
住 居 手 当	<p>職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり）</p> <p>職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者)</p> <p>1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 <math>1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}</math> 2 に11,000円を加算した額を支給。</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	同		千円 2,514	円 125,692
通 勤 手 当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 <math>45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}</math> に支給単</li> <li>位期間の月数を乗じた額を支給</li> <li>・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</li> </ul> <p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道2km未満...支給せず</li> <li>・ 片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給</li> <li>・ 片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給</li> </ul> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給</p> <p>ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 5,220	円 226,945

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0



#### (4) 相模川総合開発共同事業

##### 職員給与費の状況

###### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,310,884	千円 0	千円 479,381	% 36.6	% 37.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 59	千円 226,237	千円 87,614	千円 92,542	千円 406,393	千円 6,888

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,862

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。  
3 減額措置後の額で記載している。

###### イ 特記事項

平成26年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
企業行政職給料表7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
企業行政職給料表6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

##### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.8 歳	372,193 円	568,377 円
団体平均	45.0 歳	369,422 円	571,146 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
減額措置後の額で記載している。

##### 職員の手当の状況

###### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,561 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,564 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

### イ 退職手当（26年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	15,083千円	25,070千円	1人当たり平均支給額	4,312千円	24,439千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		24,088千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		408,272円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	59人	10%

減額措置後の額で記載している。

### エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		1,907千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		61,524円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		52.5%		
手当の種類（手当数）		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	86千円	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	602千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の点検、修理又は操作の作業	14千円	日額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	1,185千円	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	20千円	1回620円～1,240円

### オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	25,174千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	458千円
支給実績（24年度決算）	22,205千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	404千円

減額措置後の額で記載している。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月現在)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給</p> <p>配偶者 14,800円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 7,000円</p> <p>扶養親族でない配偶者がある場合はこのうち1人 7,800円</p> <p>配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円</p> <p>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 7,000円</p>	同		千円 10,754	円 283,000
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給</p> <p>139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）</p>	同		千円 4,321	円 1,080,230
初任給調整手当	<p>特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給</p> <p>採用後等の期間に応じて支給</p>	同		千円 0	円 0
住居手当	<p>職員が借り受けた住宅に居住して月額12,000円を超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度まで、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場合の経過措置あり）</p> <p>職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者)</p> <p>1 箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円以下 1 箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給</p> <p>1 箇月の家賃額が23,000円を超える場合 <math>1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}</math> 2 に11,000円を加算した額を支給。</p> <p>ただし、支給限度額月額28,000円</p> <p>単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給</p>	同		千円 6,209	円 134,975
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6 箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 <math>45,000 \text{ 円} + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000 \text{ 円}}{2}</math> に支給単</li> <li>位期間の月数を乗じた額を支給</li> <li>1 箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1 箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</li> </ul> <p>交通用具利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>片道2km未満...支給せず</li> <li>片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1 箇月の通勤手当として支給</li> <li>片道60km以上の場合 30,500円を1 箇月の通勤手当として支給</li> </ul> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算</p> <p>6 箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給</p> <p>ただし、1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 11,449	円 194,052

単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給	同		千円 3,647	円 95,978
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 19	円 19,000
特定任期付職員業績手当	12月1日(基準日)に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0

## (5) 酒匂川総合開発事業

### 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 868,989	千円 0	千円 308,889	% 35.5	% 35.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 41	千円 152,361	千円 50,390	千円 61,810	千円 264,561	千円 6,453

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 6,862

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。  
3 減額措置後の額で記載している。

#### イ 特記事項

平成26年度の給与減額措置

企業庁長	給料・地域手当	15%減額
企業行政職給料表7級相当職以上の職員	給料・地域手当	6%減額
企業行政職給料表6級相当職以下の職員	給料・地域手当	4%減額
管理職手当受給職員	管理職手当	10%減額

#### 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	40.2 歳	362,853 円	554,165 円
団体平均	45.0 歳	369,422 円	571,146 円

平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
減額措置後の額で記載している。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,502 千円		1,564 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5 ~ 20 %	職務段階別加算	5 ~ 20 %
管理職加算	10 ~ 20 %	管理職加算	10 ~ 20 %

( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
減額措置後の額で記載している。

### イ 退職手当（26年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.7月分	52.44月分	勤続35年	43.7月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	15,083千円	25,070千円	1人当たり平均支給額	4,312千円	24,439千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		16,014千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		390,596円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内全市町村	10%	41人	10%

減額措置後の額で記載している。

### エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		1,374千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		47,375円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		70.7%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	160千円	日額500円（荒天時750円）
ダム・発電施設危険作業手当	相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	602千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜等において行われる業務	591千円	1回380円～2,480円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、夜間において従事する業務	21千円	1回620円～1,240円

### オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	11,919 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	306 千円
支給実績（24年度決算）	12,852 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	330 千円

減額措置後の額で記載している。

### カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 （平成26年4月現在）	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人 当たり平均 支給年額 （25年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 14,800円 配偶者以外の扶養親族 7,000円 扶養親族でない配偶者がある場合は このうち1人 7,800円 配偶者のない場合はこのうち1人 12,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度 末までの子の加算 7,000円	同		千円 5,850	円 265,912
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の 特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 139,300円～66,400円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 2,150	円 1,074,830
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の 補充について特別の事情があると認められる職で管理 者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住していて月額12,000円を 超える家賃を支払っている場合に支給（平成26年度ま で、世帯主である職員が所有する住宅に居住している場 合の経過措置あり）  職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者）  1箇月の家賃額が12,000円以下 支給せず 1箇月の家賃額が23,000円以下 1箇月の家賃額から12,000円を減じた額を支給 1箇月の家賃額が23,000円を超える場合 $\frac{1 \text{ 箇月の家賃額} - 23,000 \text{ 円}}{2}$ に11,000円を加算 した額を支給。 ただし、支給限度額月額28,000円 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相 当する額を支給	同		千円 3,149	円 121,132

通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>交通機関利用者 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>ただし ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,000円を超え45,600円未満の場合 <math>45,000円 + \frac{\text{運賃等相当額} - 45,000円}{2}</math> に支給単</p> <p>位期間の月数を乗じた額を支給 ・1箇月当たりの運賃等相当額が45,600円以上の場合 1箇月の運賃等相当額 - 300円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p> <p>交通用具利用者 ・片道2km未満...支給せず ・片道2km以上60km未満 2,000円から28,100円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ・片道60km以上の場合 30,500円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>異動等に伴う新幹線等利用者の加算 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した特別料金等の2分の1相当額を支給 ただし、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超える場合 20,000円に支給単位期間の月数を乗じた額を支給</p>	同		千円 7,847	円 191,382
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜勤手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p>	同		千円 2,058	円 114,315
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員及び特定任期付職員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 0	円 0
特定任期付職員業績手当	<p>12月1日（基準日）に在職する特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額</p>	同		千円 0	円 0